

支部ニュース

2017 年 3 月 No. 520

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 文京区関口 1-8-6

メゾン-文京関口Ⅱ202号

Tel03-5227-8255 Fax03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス d a n t o k y o @ d r e a m . c o m

●第 45 回支部総会特集

※布施祐仁講演「自衛隊日報隠蔽問題」が問いかけるもの・・・・・・・・・・布施祐仁

※総会議事録

※退任の挨拶

・退任のあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・須藤正樹

・退任にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・萩尾健太

・退任のご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・石島 淳

※新任のごあいさつ（新事務局長）・・・・・・・・・・平松真二郎

※支部総会に参加しての感想

・自由法曹団東京支部総会に参加して・・・・・・・・・・菊地智史

・自由法曹団東京支部第 4 5 回定期総会に出席して・・・・・・・・齊藤 彰

●【報告】2. 4 東京教育集会 2 0 1 7・・・・・・・・・・仲里歌織

●2 月 2 2 日・学習交流集会報告・・・・・・・・・・大久保修一



第 45 回支部総会特集

布施祐仁講演「自衛隊日報隠蔽問題」が問いかけるもの

平和新聞編集長 布施 祐仁

1 南スーダン日報隠蔽問題

「スクープでしたね。」と同業者から言われる。普通は、政府が隠した情報を暴き出すことがスクープと言われるが、今回は政府が隠した（日報を「廃棄」した）こと自体が大きなニュースになった。

私が防衛省に日報の情報開示請求をしたのが、昨年9月末。当時、南スーダンPKOに派遣している自衛隊に駆け付け警護などの新任務を付与するかどうか大きな焦点となっていた。これまでのPKOでは自己保存目的の武器使用しか認められていなかったが、新任務では初めて任務遂行のための武器使用が認められた。自衛官のリスクを大きく高める新任務付与の可否について議論する上で、7月にジュバで政府軍と反政府勢力（マシャール派）の大規模な戦闘があった時の検証は不可欠だと思い、開示請求を行った。



情報公開法では、開示請求から1か月以内に開示するか否かの決定をしなければならないが、防衛省は決定を1か月延長した。その間に、政府は新任務の付与を閣議決定し、東北の部隊を中心とした第11次隊を南スーダンに派遣した。12月初めに防衛大臣名で決定通知書が届いたが、「既に廃棄しており文書不存在につき不開示」という決定だった。いわゆる「海苔弁」（文書の大部分がまるごと黒塗りされていること）は覚悟していたが、作成から数か月しか経っていない文書をすでに捨ててしまっていることに強い違和感を持った。

そもそも、日報を開示請求したのは、別の陸上自衛隊の内部文書で海外派遣の教訓収集の基礎資料として日報を活用していると書いてあったから。自衛隊にとってもそれだけ重要な文書を、わずか数か月で廃棄するなどあり得ないと思った。そのことをツイッターでつぶやいたら、あっという間に数千のリツイートがされ、神奈川新聞と東京新聞が1面で大きく報じてくれた。私は、日報を再度探索するように求めて、防衛大臣に不服審査請求の申立てを行った。また、自民党行革推進本部の河野太郎議員も防衛省を呼びつけて、改めて探すように指示したという。

結局、日報はあった。不開示決定から約2か月後の2月6日に、防衛省は開示請求を行った私ではなく、河野太郎議員の事務所に日報を持っていった。もし駆けつけ警護などの新任務付与が決まる前に日報が開示されていれば、もっと大きな問題となったはず。

2 隠ぺいを巡る論点

稲田防衛大臣は「隠蔽じゃない」と「廃棄は適法だった」とひたすら繰り返しているが、その根拠となるファクトはいっさい示していない。経緯の説明も二転三転し、新事実が次から次へと明らかになっている。

日報は、現地の部隊が作成し、陸上自衛隊の指揮システムというネットワーク上にアップロードする。これを、報告先である中央即応集団司令部の担当者がダウンロードする。これとは別に、南スー

ダンPKOにかかわる他の機関の担当者にもアクセス権限が与えられ、ダウンロードすることが可能になっている。防衛省は当初、今回はたまたま統合幕僚監部の担当者が個人的に保存していたものが見つかったと説明していた。しかし、これは事実ではなかった。

①まず、個人的に保存していたわけではなく、統合幕僚監部の参事官室（背広組）と運用2課（制服組）が2012年の派遣開始以来すべての日報を部内の共有フォルダに組織的に保存していた。保存は、歴代の担当者間で引き継がれてきた。稲田大臣は、日報を作成した派遣隊と報告先の中央即応集団司令部だけを探索したので、統幕で保存している分を見つけないことができなかったと説明していた。しかし、実際には、防衛省が不開示決定の処分を決裁する前に、担当の大臣官房文書課が統幕にもそれでいいか確認の照会を行っていたことが判明した。統幕が日報の存在を知っていながら不開示決定を了承した疑惑があるが、野党がその調査を要求しても、稲田大臣は「隠蔽していないから、その必要はない」と頑なに拒んでいる。

②防衛省は、短期間で日報を廃棄した根拠を、「保存期間1年未満、用済み後廃棄」というルールで運用していたと説明している。陸上自衛隊文書管理規則では、PKO関連の文書の標準保存期間基準は3年とされているが、「随時発生し、短期に目的を終えるもの」については、例外的に1年未満に指定できる。日報は派遣部隊が中央即応集団司令部に報告することを目的に作成している文書であり、報告が完了すれば目的を終えるので、「保存期間1年未満、用済み後廃棄」で運用していたというのが防衛省の説明である。しかし、その運用を裏付ける証拠は何も出てきていない。防衛省によれば、陸自指揮システムからデータを削除しても、誰がいつ削除したのかという記録は残らないという。機密情報も扱う指揮システムで、そんなことがあり得るのか。

③情報公開法では、行政文書は原則公開。公にすることで国の安全を害するおそれがある場合などは、審査の上、範囲を限定して不開示にすることができる。しかし、今回のように最短で作成翌日に廃棄していると、開示するか否かの審査をする以前に、不存在で全面不開示となってしまう。入り口から、国民が行政文書にアクセスする道が閉ざされている。これでは、国民の知る権利を保障する情報公開法の理念は骨抜きにされている。役人が「情報公開逃れ」のために考え出した「抜け穴」なのだろうが、これが果たして「適法」と言えるのか。法律家の意見を聞きたい。

④いずれにせよ、日報に記されているような厳しい戦闘の状況が国会や国民に公表されないまま駆け付け警護の新任務が付与されたことは事実であり、これは隠蔽だと思う。

3 日報が明らかにしたこと

当時、防衛大臣（中谷元）が言っていたような「散発的な発砲事案」どころではない。自衛隊宿営地のすぐ隣のビルで戦車や迫撃砲による激しい戦闘があり、流れ弾や戦闘への巻き込まれに注意が必要と強調している。大臣報告用に作成された文書には「宿営地にも流れ弾が飛来したもよう」と記されているが、日報にはその記述はない。おそらく黒塗りされている。今後のシナリオ予測では、最悪の場合、国連のPKO活動自体が止まってしまう可能性にも言及している。

このような緊迫した状況だったにもかかわらず、日本政府は「南スーダンでは武力紛争は発生していない」と一貫して言い続けている。今、南スーダンで戦争が起こっていないと言っているのは、自国民に対する虐殺をやっていて外国に介入されたくない南スーダン政府と日本政府の2か国だけだ。

日本政府は、「武力紛争」を「国家と国家に準ずる組織（国準）間の武力を用いた争い」と勝手に定義して、マシャール派は国準とはいえないから法的な意味での「武力紛争」ではないと主張している。

しかし、PKO法には「武力紛争」の定義はなく、これはあくまで政府の解釈に過ぎない。

日本政府は、反政府勢力が国準かどうかを判断する基準として、主に①系統だった組織性を有しているか②支配地域を有しているか—を挙げている。マシャール派はいずれも当てはまらないと言っているが、昨年3月に行なわれた第10次隊の派遣隊員の家族向けの説明会で使用された資料には、反政府勢力の「支配地域」を示した地図を記載している。同資料には、「戦闘」発生箇所の記載もある。

それを、9月に行なわれた第11次隊の家族説明会では、「支配地域」を「活動が活発な地域」に、「戦闘発生箇所」を「衝突発生箇所」と書き換えている。国会で稲田大臣は、「誤解を与えかねないので私が指示して書き換えさせた」と答弁している。重大なのは、PKO法上問題になる言葉だけ書き換えさせて、肝心の中身はほとんど3月に使った資料のコピーで、「ジュバを含む南部は比較的平穏」と結論も変わっていないこと。

しかし、この半年の間にジュバで戦闘があり、マシャール派がジュバから追放され、治安情勢は大きく変化している。最も大きな変化は、南部での戦闘が急増していること。大臣への報告資料では、南部での戦闘急増が報告されている。しかし、稲田大臣はこうした重要な治安情勢の変化については反映を指示せず、派遣延長と新任務付与にとって都合の悪い言葉だけを書き換えさせた。不安を抱えるご家族の方々に対して、こんなに不誠実な対応はない。すべて「派遣先にありき」で、そのために事実を隠したり歪めたりしている。

自衛隊の海外派遣にかかわる隠蔽は、今回が初めてではない。

10年前の「海自補給艦とわだ航海日誌廃棄事件」。日本の市民団体がアメリカ政府に米空母の航海日誌を開示請求したところ、海自補給艦が「対テロ戦争」支援のために補給した石油がイラクでの作戦のために流用されていたことが判明。一方、防衛省に海自補給艦の航海日誌を開示請求すると、保存期間満了前にもかかわらず誤って廃棄されていた。

また、イラクに派遣された空自輸送機の輸送実績を記録した文書を市民が開示請求すると「海苔弁」で開示された。その後、民主党政権になって黒塗り部分が開示されると、輸送の大半は人道復興支援関連の物資ではなく武装した米兵だった。つまり、空自は前線に米兵を輸送する兵站をやっていた。私が昨年入手した内部文書でも、「日米同盟の緊密化が（空輸活動の）最優先の任務」と記載されている。

このように、国民に対して表で説明している内容と実際の目的や活動が違う。だから情報を隠す。こういう海外派遣のやり方は極めて危険。文民統制は、単に首相や防衛大臣が文民ということではない。首相や防衛大臣が判断を間違えることもあるので、国会や国民がチェックする必要がある。しかし、情報が隠され目を塞がれた状態では、チェックしようがない。文民統制が機能しない。

4 南スーダン派遣の目的

派遣の出発点は、独立したばかりの南スーダンに対する「国づくり支援」だった。そもそも武力紛争を前提としていないので、停戦合意などのPKO参加5原則は関係なかった。しかし、2013年12月に内戦が勃発し、この前提は変わった。国連もPKOの任務を「文民保護」に変更した。

現在、南スーダン政府軍による「虐殺」「民族浄化」といわれるような無差別な軍事作戦が行われており、これを止めるのが国際社会の課題。そんな中、日本政府はいまだに「国づくり支援」といって、虐殺を行っている南スーダン政府の顔色をうかがいながら自衛隊に道路整備などをやらせている。もはや、そういう段階ではない。

自衛隊が南スーダンPKOに参加する意義について説明した内部文書では、南スーダンへの貢献について書いているのは最初の2行だけ。残りは、資源が豊富なアフリカとの関係強化や日米同盟深化など、いかに「日本の国益」に寄与するかが書かれている。

安倍政権は、アフリカ戦略を非常に重視している。外務省が作成したアフリカ戦略に関する内部文書では、アフリカを「機会と希望の大陸」「利益を享受しようと各国が競い合うフロンティア」と位置付けている。政治的には、国連加盟国の4分の1が集中するアフリカで日本の国連安保理常任理事国入りに賛成してくれる友好国を増やす。経済的には、「資源確保と市場開拓」である。

この外務省内部文書では、アフリカへの進出がめざましい中国への対抗も強く意識している。また、アメリカもアフリカ戦略を重視している。2008年にアフリカ軍を創設した。副司令官は文民。アフリカ軍は正規軍による軍事作戦は極力行なわない方針。やっても特殊部隊。基本は、開発支援・人道支援や各国軍隊への支援を重視している。司令部はドイツにある。アフリカに置けない理由は、欧米による植民地支配に対する強い不信が根強い。日本に対しては、中立的なイメージが強い。日本はアフリカに侵略したことはない。アメリカは、日本のソフトイメージを活用したいのではないか。アフリカでも、日米同盟で中国に対抗していく構図が大きくはある。

ジブチの自衛隊基地の恒久化も、この文脈。長期的には、米軍も基地を置くジブチを拠点に、日米が共同作戦を展開できるようにする。

自衛隊の役割が、この10年で急激に変わってきている。2007年に陸上自衛隊の海外派遣を一元的に指揮する中央即応集団が作られて、司令官が「海外における国益追求のツールとして使われる」と訓示している。財界も同様の趣旨を述べて集団的自衛権行使容認を提言した。こうした流れをうけて安保関連法案が出てきた。

もう一つの背景は、自らの世界戦略に自衛隊を活用しようというアメリカの思惑。これは、マッカーサーが警察予備隊の創設を命令した時からのアメリカの構想だった。その実現を阻んできたのが憲法9条であったが、安倍政権は憲法を改定しないで解釈変更でその壁を取っ払ってしまった。

安倍政権にとって、南スーダンPKOへの派遣は、アフリカへの関与を示す「フットプリント」。中国軍は、昨年7月のジュバの武力衝突に巻き込まれて2人の兵士が死亡したが、撤収していない。アフリカで中国に対抗していく上でも、少々自衛隊が危険にさらされても撤収させるわけにはいかないという考えなのではないか。

5 おわりに

昨年末、自衛隊は25万人の隊員に自衛隊勧誘パンフを3冊ずつ配布した(中身は、「経済的徴兵制」そのもの。「カネの話しか書いていない」と隊員たちには不評)。隊員が集まらなくて「危機的状況」だから、正月休みの間に親戚・知人を勧誘しろ、と。志願者減少の理由は、少子化と安保関連法。このままでは、今の自衛隊を維持できなくなる。

日本の防衛や災害対処の役割には誇りを持っていても、海外で戦争がしたいと自衛隊に入った人はほとんどいない。安倍政権は、災害派遣などで一步一步国民の信頼を得てきた自衛隊を、海外での経済的利益追求やアメリカの世界戦略の片棒を担ぐための「ツール」として使おうとしている。自衛隊の性格を180度変えてしまおうとする安倍政権に対して、自衛隊員やその家族、そして自衛隊を支持する広範な人たちと共闘できる可能性が生まれている。

質疑

佐藤団員

アフリカ戦略

南スーダン以外からの自衛隊への評価

禁輸反対はアメリカから見てどう評価されたか

布施

P K Oの評価は

自分の国に展開されている国が他の国にP K Oに出ている

P K O訓練施設化をアフリカでやることは評価

ハイテクノロジーの国と思われている

経済援助も期待されている

禁輸

キール政権では期待できないとの声も 信託統治という意見も だがキールは了承しないだろう

価値観を共有しない 各国は人道だったが、日本は派遣ありきで

撤退は見捨てることになるのか そとで虐殺行為をどう止めるか

政治的圧力をかけるにでは日本が自衛隊を送ってるためできにくい、と

萩尾団員

エクアトリア地区民族浄化 派遣はそれに手を貸してしまっていないか

独立をかちとったのはすごいと思ってたのに

布施

P K Oは当事国の受け入れが前提

国連がいることで人道支援の回路ができるという考えかたもある

他方で南スーダン政府の収入6割7割は石油、だが私腹を肥やすことにつかって国民に行きわたらない

国連が支援するから私腹を肥やせると、なら引き揚げたほうがという考え方も

難しい状況

そのなかで自衛隊に何ができるか

道路整備もできない、施設周辺しかいられない

新井団員

日報の取得、ほかのメディアはとったのかどうしていたのか

施設隊員が何をやっているか、日々会見とかで広報やってもいいのになぜ

布施

どういう文書があるのかをつかまないと公開請求しづらい、自分はほかの文書で今回は公開請求制度が、何を隠そうとしているのかを可視化する役に立った

広報はあまりない隠蔽体質か

難民支援のアピールやっけていても広報されてない（自衛隊じゃなくてもできた支援ではあるが）

須藤団員

一般隊員の不足

布施

一銭五厘で集めた戦前の感覚

福島作業員もほっとけばいくらでも出てくると思ってる それだけの手当を出さないと来ないのに

戦死の前に過労死の心配 人が減ってて任務ばかり付与

若い人の使い捨ての問題 ここにも

総会議事録

（来賓）

- | | | |
|--------------|------|------|
| ●東京地評 | 森田 稔 | 議長 |
| ●国民救援会都本部 | 山崎友代 | 事務局長 |
| ●革新都政をつくる会 | 氏家祥夫 | 幹事 |
| ●東京憲法会議 | 斉藤純一 | 事務局長 |
| ●団本部 | 荒井新二 | 団長 |
| ●日本労働弁護団東京支部 | 指宿昭一 | 事務局長 |

一日目討論

（共謀罪・刑事司法）

- リード発言：横山雅次長

全体像について

テロ等準備罪と名称変更した

提出の時期は→ 3月6日からの週か？ 公明党との調整ができていないとの情報も

主体の要件と、共謀と準備行為の要件での各問題点あり

- ・普通の団体でも対象になりうる
- ・準備行為は日常的なものでたりるので限定できない

対象犯罪限定の動きあるが不透明

名称変更「テロ等」でごまかすのは安倍政権のいつものやり方

本質を明らかにする活動で対抗する必要

2016年の改正刑事訴訟法との関係

盗聴で共謀を補足

司法取引で自白させる

…という捜査が予想される

おとり捜査、会話傍受も捜査手法として議論されたこともあった

→共謀罪摘発を口実に再びでてくることもある

プライバシー守るため共謀罪阻止する必要

3月14日団支部での学習会と宣伝

3月16日昼デモ

同封の署名用紙の活用を

横断幕作成したのでこれも活用を

対策本部で若者を募集中

決議案の説明

●山崎事務局長（国民救援会東京都本部）

救援会都本部の取組み

団員講師で学習会開催

本部の取組みでは主だったもので

学習会30回 8宣伝 600以上参加

1 労組民主団体 構成員レベルへの署名協力

「皆さんが弾圧される」と言って署名推進してほしい、と提起

2 学習会

「一からわかる共謀罪」の読み合わせ

3 アピール

テロ対策 法律家に言ってもらうことが大事 テロ対策の法整備はすでにされているということを

民青同盟での学習会の反応

近代刑法理論学べてよかったなど予想されたもののほか

小説「1984年」と重なった、ディストピアになる、そうしないように僕たちが頑張らないと、との声

テロって1人でもできるのに話を処罰するのはなぜか、分断統治ではないか、なども

熱い感想に負けないように頑張ろう

●弓仲忠昭団員

刑事司法 日弁連を動かさできなかったのが反省 説得する努力をつづけていかないと

8団体による闘争でいままで付き合いのなかったところともつながったのは広がり

共謀罪 日弁連とやりやすいという受け止めもあるが強制加入団体、賛成の弁護士からの声もある

オリパラ、テロ対策と言われると一般の人は流されるおそれ、運動で変えていく必要

6団体で連絡会、2月23日の共同声明→去年の5団体に労弁も加わった

100人委員会

単位会でも意見書、2月17日には日弁連反対意見書出ている

●佐藤誠一団員

昨年臨時国会で出ていたら危なかったが、T P Pカジノ年金などで出なかった。
通常国会では唯一の対決法案、国有地払下げなど政府側も予想外の事態であり、打ち破れる
公明党が与党内で動揺するのもこれまでの運動あつてのこと

提案

世論調査の結果では賛成が上回っている ネーミングで成功している
聞き方、要件を厳格化してテロ対策、賛成か、ときかれれば賛成にながれる
ニュースも枕詞のように厳格化という
NHKに言って何と比較して厳格なのかと聞きに行くべき、という提案

●三澤麻衣子団員

第1回対策本部での方針について

学習会、集会、街宣

憲法運動との共同、あらゆる運動体にも（共謀罪でどの団体にも影響あるということで）
弁護士会、議員、野党だけでなく与党にも
運動に関わってない人へのアピールも

第2弾意見書を作る、若手にも参加してほしい

運動体のそとに広げたいのでリーフレットも

世論調査 テロ対策 必要なのかという視点で

●加藤健次団員

共謀罪成立阻止を最大課題 総がかりレベルで

刑事法学者の声明 安保法制をなくすのがテロ対策… に着目

切り口

テロ対策であれば憲法や刑事の原則を曲げてよい、という考えに対処する必要 戦争法のとくと同じ
自分と違う人がいてその人の人権を侵害するという発想がよいのかと考える

9条を掲げ軍事で抑圧しない、ということに基づく信頼関係がテロ対策だった

戦争法反対で議論したことの治安強化版と位置づける

「われは知る、テロリストのかなしき心を」（石川啄木）

特殊な人を排除すればよいというのではない

表現、内心、結社、刑事手続き条項、憲法違反という点を押し出す

共謀罪をつぶすことが憲法改悪反対を強くする運動につながる

●萩尾健太団員

行為処罰は刑法だけではなく憲法の問題でもある

一般の人に網をかけるのが共謀罪

組織的信用棄損 週刊誌が記事を書く信用棄損とできてしまう

有罪になるだけでなく盗聴・操作するだけで萎縮させる

著作権法違反 市民サークルの記事 T P P 関連法により非親告罪化で深刻な事態になる

詐欺　だまして国有地を払下げうけると・・・

自由法曹団は治安維持法で弾圧された　我々自身の問題として取り組む必要

春闘での学習会でも一言触れる

共謀罪のせいで給費制復活が通らない危険がある。

●青龍美和子団員

周囲では戦争法が強行されてしまい共謀罪も強行されるのではという不安感

盛り上がるようにするにはどうすれば、という要望が寄せられている

どうしたら元気がでるようにできるのか

世論調査では賛成多いというのがでてるが、街頭ではまだまだ知らない人も、宣伝重要

●須藤正樹団員

「テロ等」のウソを曝露する

テロとは関係ないことを押し出して多数をとろう

二日目討論

(憲法問題)

●船尾遼団員

安倍政権は、戦争法案を強行採決して戦争できる国作りを進め、憲法改悪による緊急条項を成立させようとしている。

東京支部の今後の取り組みに3つの大きな方針

1点目は、安倍政権は、戦争法に基づき「駆けつけ警護」等の新たな任務を、南スーダンPKOに参加する陸上自衛隊に付与して派兵した問題について。布施祐仁氏の講演にもあったとおり、自衛隊員が戦闘の中で命を失う事態が現実のものとなる恐れが高い活動である。東京支部では、南スーダンからの即時撤退を求めて、防衛省に要請行動を行った。引き続き、街宣活動等派兵反対への取り組みを強めていきたい。

2点目は、横田基地オスプレイ配備の問題について。横田基地には、2基のオスプレイ配備が予定されている。しかし、昨年末に沖縄県でオスプレイが墜落したことは記憶に新しく、オスプレイが上空を飛んでいることは、住民の命が危険に晒されていることを意味する。オスプレイの配備反対のためにたたかいを継続する。

3点目は、辺野古新基地建設の問題について。東京支部では、沖縄県高江でのヘリパッド建設及び警視庁を含む全国の起動隊派遣中止を求める幹事会決議を上げ、警視庁と防衛省へ要請行動を行った。また、沖縄県への警視庁機動隊派遣に対する給与の支払いが違法な公金支出であるとして、住民監査請求及びこれに続く住民訴訟が提起されており、多数の団員が弁護団として関わっている。辺野古新基地建設の反対決議案を決議予定である。

憲法改悪阻止のためには安倍政権を打倒しなければならない。衆議院選挙においてもその取り組みを進めたいと考えている。

●金竜介団員（台東共同）

TOKYO MX（東京メトロポリタンビジョン）の「ニュース女子」問題について。

2017年1月2日、沖縄高江ヘリパッド問題について虚偽内容の報道がなされた。現地で反対運動に参加している人は、5万円の日当をもらっている。基地周辺では報道機関が反対派のテロリストに拘束されてしまうので、報道ができない。警察官がケガをしても、救急車が止められてしまい、救護ができないなど。

辛淑玉氏が実名で挙げられ、コメンテーターから黒幕呼ばわりされて中傷されていた。この放送内容について、BPOの放送倫理委員会・人権侵害委員会に対して人権侵害の申立をした。

放送内容には二つの問題がある。東京・中日新聞の論説副主幹である長谷川幸弘氏がこの番組の司会として関わっていること。各種マスコミからの批判に対しても訂正はしない。

放送倫理委員会については、2月10日に審議入りした。人権侵害の件については、BPOから、まず、当事者間で話をしてほしいと言われたので、東京MXと交渉したところ、代理人弁護士がついた。回答は、人権侵害はしていないという形式的なもの。

スポンサーがDHCになっていることも問題。批判を気にしていない報道内容、反反基地運動ともいふべき報道を確信的にさせている。

2月24日にも、沖縄でも反基地運動に反対する団体が記者会見を行った。沖縄は基地に反対していない、本土の人間が来て反対運動をやっているだけだといった内容とのこと。

東京支部においてもどのような取り組みができるかを検討してほしい。

●山添拓団員

憲法審査会の様子・今国会での憲法改正をめぐる状況について。

2月24日も、自民党憲法改正推進本部長の保岡興治氏が改憲をするなら1回に3条項くらいが常識的であるという発言があり、改憲の動きが具体化している。

昨年の参議院議員選挙以降、安倍首相自身の口から、改憲についての発言は少なかったように記憶しているが、70年の節目として改憲への意欲を出している。

憲法審査会は昨年参議院議員選挙後、衆参合計3回開かれている。マスコミが改憲への動きとして大きく取り上げていたが、国会内の情勢は全くそれどころではなかった。マスコミを動員して、改憲への動きを推し進めようとしたのだと思われる。衆院が先に開かれるのが通例だが、衆院はTPP問題が紛糾していたため、参院が先行して開かれることとなった。参院が大々的に取り上げられたのだから、衆院はそれほど取り上げられないのかと思っていたら、そうではなかった。

自民党の中川雅治氏は、「押しつけ憲法」論を盾に憲法改正の必要性を強調し、前文、9条、緊急事態条項、環境保全など新しい人権、財政の健全性、選挙制度、地方自治、私学助成など9条を含むあらゆる論点で現行憲法の内容自体に多くの問題があると述べていた。ただ、彼の発言は自民党の公式見解というわけでもないらしく、最も改憲の必要性を論じた発言であった。衆院の自民党の中谷元氏の発言は、どのようなテーマについて議論をしていくかにつきましては、現段階におきましては白紙だとまで述べていた。改憲ありきの自民党の本性が出た発言であった。

公明党は、やるなら加憲であるという程度のスタンス。維新は、教育無償化、統治機構改革、憲法裁判所の設置をあげているが、これらを理由とする改憲の必要性の主張はインパクトに欠けている印象。

新聞報道は、改憲勢力足並みそろわずと報道しているが、足並みをそろえようという動きもある。改憲勢力は、教育の無償化を切り口に改憲を目論んでいる。

対する立憲野党側においては憲法を護るだけでなく、活かすことについて見解の一致点が見られたのは、運動の成果ではないか。改憲勢力は過密なスケジュールのなか、憲法審査会など改憲に向けての足掛かりを作ろうとしている。原案の発議も可能な憲法審査会が開かれれば、改憲の動きが加速するおそれがある。国会内の応援もお願いしたい。

● 林治団員

運動の進め方について。一般市民にどうやって憲法を護ることや反原発の必要性を伝えるか。自分たちの生活にどう影響するかが実感できるような話をしていかなければならない。労働法制についていえば、解雇の金銭解決についても、4割の非正規はいつでもクビを切られてしまうのが現状。非正規労働者にも届くような訴え方をしなければならぬ。社会保障の切り捨てについてもパナマ文書問題などの税の集め方の問題と税の使い方の問題を結び付けて説明することが必要である。弁護士の強みは現場、当事者を知っていること。当事者の大変な姿を具体的な訴えとつなげて政治の問題を説明していかなければならない。

● 荒井新二団員

布施祐仁氏の講演を受けて。

南スーダンの派遣について、安倍首相は「新任務付与に関する基本的な考え方」を発表している。これによれば、新任務については、非常に限定されて付与されているということになっている。具体的には、任務及び自己防護の範囲内であること、NGO等の活動関係者が襲われ、他に速やかに対応できる国連部隊が存在しない場合、緊急性に鑑みて、応急的かつ一時的な措置として行うなどという、自己限定がかけられている。

しかし、このような自己限定がかけられていたとしてもチェック機能が付いていない。自衛隊部隊の自己申告によって情報が集められ、これを判断するのは統幕。自己限定は機能しないことを意味する。

過去にもカンボジア派遣のときにも、正当防衛状況を自ら作出するよう指示がされたことがあった。駆け付け警護は4半世紀前からすでに問題となっていたといえる。

駆け付け警護は積極的かつ計画的な活動であるが、正当防衛は緊急的で偶然性がある活動であるから、本来相反する活動である。正当防衛とそう反する駆け付け警護を実現するためには、情報操作、情報管理が横行し、国民の目によるチェックも行うことはできない。

このような状況に追い込まれてもなお自衛隊は活動しなければならないことは非常に問題である。

● 須藤正樹団員

憲法改悪をめぐる情勢とたたかい方について。

社会の底が多くの人に見えるようになってきたと思える。多数の人は、徐々に進行する格差と貧困に不安を持っており、何らかの不幸の発生により苦境に陥る危険があることを肌身で感じるようになってきたように思える。

戦争法のビラまき・街宣を2015年以来、都内各所で行っているが、2016年12月の宣伝では、変化が見られた。今まで見向きもされない冷ややかな雰囲気だったのが、水道橋の後樂園では20%、銀座でも5%程度の人がビラを受け取ってくれていた。世の中が変わっているというのは、一時的・局地的な現象ではないと確信している。先日も40～50%の人が受け取ってくれた。聴衆からも良い演説だったと声を掛けられたり、拍手をもらったりもした。

聴衆に響く訴えの方向性としては、いかにひどい社会であるか、憲法について関心を持ってもらうためにも具体的な生活との関係をとらえて発言すべきだと思う。共謀罪についてもテロの背景を明らかにして、テロと無関係であることを明らかにしていくべき。希望がある話をすることも大事である。改憲勢力も色々な取り組みを行っている。注意しなければならない。

● 青龍美和子団員

あすわかの活動報告。

あすわかは現在、400人程度の会員。あすわかのブログには、憲法カフェの開催状況がカレンダーに記載されていて、毎日2〜3回開催されているが、記載されていないものも含めるともっとたくさんの憲法カフェが開かれている。SNS等を使つての活動が活発である。ほぼ日めくり憲法というカレンダーをつくって、ブログを更新している。共謀罪の危険性を訴えるチラシを作成しているので、活用してほしい。

2 教育問題に関する討論は、概要、以下のとおりである。

(教育問題)

● 仲里歌織団員（リード）

安倍政権は、教育を戦争する国づくりのツールとして利用している。

その一環として、家庭教育支援法案がこっそり通されようとしている。法案では、保護者が子どもに国家や社会の形成者として必要な資質を備えさせることを基本理念として掲げ、国及び自治体が支援の基本方針を定め、施策に協力することが地域住民の責務とされている。国が家庭教育に介入することが問題視され、一部削除されているが、家庭教育の自主性を尊重する文言も削除されるなどしており、根本は変わっていない。戦時中にも同じような動きがあった。1942年、戦時家庭教育指導要綱が文科省によって作られ、戦時体制の確立のために家庭が位置付けられていた。家庭教育支援法案は、抽象的な枠組みにとどまるが、基本は同じである。法案提出を阻止するための取り組みを強めたい。

教科書検定基準の問題については、2014年に教科書検定基準及び教科書検定審査要項が改悪され、基準として政府の統一の見解が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていることが追加され、政治の教育介入が行われる修正意見が多数出され、政府の見解に近い記述がなされる事態にいたっている。

政府見解の浸透のために、教科書が使われることがあってはならない。学習指導要領の改訂によって愛国心の押し付けを繰り返すような教育が横行しかねない。

支部としても教育問題により一層取り組みたいので、団員の積極的な活動を求める。

● 白神優理子団員

主権者教育について。

自らの体験としても、中学生までは自由に意見を言うこともできなかった。

高校生のときに高校生平和ゼミナールでの活動をするようになって、生き方を180度変える3つの出会いがあった。戦争体験者との出会い、日本国憲法との出会い、一緒に社会を変えるために行動する仲間との出会い。これらの出会いを通じて、弁護士として活動したいという思いをもち、仲間と一緒に社会を変える活動に取り組みたいと考えようになった。

しかし、文科省は2015年10月29日、高校生の政治活動に関する新たな通知を出しており、こ

の通知によって、高校生が活動を自粛してしまっているケースがある。希望を語ることで政治活動の自由を広げていきたい。

● 加藤健次団員

教員の政治活動の自由は従前から罰則付きで制限されている。偏向教育が行われているのではないか、というメールが教育委員会で取り上げられるなどして調査が行われるなかで、教員が自粛してしまうというのが現状。教員自身の政治活動の自由を考えるきっかけとして、全教ではパンフレットを作成して、配布するなどしている。

教員自身が長時間労働にさらされているなかで、労働問題や人権問題を教えることは非常に難しい。教育問題を、現場だけに任せておくのでは展望が見えないし、教員の負担にしかない。地域が教員を支える形で運動を推し進めなければならない。

● 大住広太団員

道徳教育が、生徒の柔軟性を奪う固定的な価値観を教え込ませる内容になっている。例えば、売れない手品師という作品。主なストーリーは、「①あまり売れない手品師が、大劇場のステージに立てる日が来るのを願って腕を磨いていたある日、②親がいなくなって淋しそうな男の子がいたので、手品師がその男の子に手品を見せてあげたところ、男の子が元気になったので、明日も「きっと来るよ」と約束した。③すると、手品師は、友人から、翌日、大劇場のステージに立てるチャンスがあると知らせを受け、男の子との約束とチャンスのどちらを優先しようか選択を迫られた。④手品師は、迷った挙句、友人からの誘いを断り、約束とおりの男の子の前で手品を演じてみせた。」というものである。道徳教育では、このストーリー全て（①～④）を語ってから、感想を聞くため、生徒からは、約束を守った手品師は偉いというような通り一遍の感想しか出てこない。しかし、このストーリーでも、場面（①～④までの各数字）ごとに当事者の心境や彼ら取るべき行動を聞くと、子どもならではの様々な意見や発想が出てくる。自分がその場面でどのように行動すべきかを考えさせる教育であるべきが、固定的な観念だけを植え付けるための道徳教育となっていて問題である。自然や動物を大切にすべきことは書かれているのに、人の命を大事にしようということは抜け落ちている。教育が戦争につながる危惧感・危機意識を持ちながら活動を進めたい。

（労働問題）

● 大久保修一 事務局次長 リード発言
（議案書 21 頁以下参照）

● 鷺見賢一郎 団員

今朝 5 時に起きて、レジュメを用意した。

安倍働き方改革批判検討会、これまで 2 回開催。1 回目は同一労働同一賃金、2 回目は労働時間規制をテーマに、それぞれ 50 名以上の参加で成功。2 月 22 日には東京地評との交流集会も開催され、盛り上がった。

安倍のごまかしを暴き、我々のイニシアティブで働くルールを作れる条件はある。

安倍政権の狙いをはっきりさせる。

非正規という言葉はなくしたい、日本経団連も言っている。

みんな非正規労働者にすれば非正規という言葉はなくなる。

職場の非正規労働者の労働条件、ちょっと良くなった。正規の労働条件を下げたから。経済界からは、非正規の労働条件を上げるなら、正規労働者を解雇しやすくすべきという声もある。

長時間労働について

現場では、長時間労働せざるをえない実情がある。だけど、労働時間8時間、生活時間8時間、休息時間8時間の原則を守らせろという声を上げる必要がある。過労死ラインは、月45時間から。これをはっきり言っていないといけない。妥協する必要はない。

同一労働同一賃金について

浅倉むつ子の論文（「世界」3月号）が優れているので読んでください。

ガイドライン案は、キャリアコースの違いで労働条件に差をつけてよいとしている。これは現状維持と同じ。差別の固定化。家族手当、住宅手当、退職金については何も言っていない。しかし、パプコメを気にして、実現会議で議題になっている。我々の運動で追い込んでいる面もある。手を緩めることなく追い込もう。

第3回批判検討会が3月22日、学習決起集会が4月26日に開催予定。

取り組みを継続すれば、ゼロ負けはない。

● 小部正治 団員

指宿弁護士が弁護団の国際自動車事件（残業代請求事件）の最高裁判決が、2月28日に言い渡される。注目を。

今年の4月から、世田谷区職員の給与が4～6%の大幅賃上げ。

なぜか。世田谷区の労働組合が公契約条例を作らせて、2年前から実施されている。区が業者と契約する場合に、賃金の最低基準を決める。ダンピングを防ぎ、経営者団体にも利益になる。2年前から公契約適正化委員会の委員をしている。労働者の賃金の決定に公益委員としてかかわっている。土木関係は国が定める設計土木単価がある。

1年目は、高卒採用の正規労働者を基準に時給1090円の答申を出したが、区は950円とした。理由は区の非常勤職員が930円だから。

2年目は、1020円という答申をしたところ、通った。区の職員も連動して1020円になった。

公契約条例は、多摩市、国分寺市、足立区などにできている。地元の土建や区職労などと協議として、地域からじわじわと要求を上げていくことが大事。

築地公務執行妨害でっちあげ国賠事件（特別報告集171頁）

当初は、本人訴訟だった。救援会から要請されて今泉弁護士とともに代理人に。目撃者が多数いて、協力を得られた。国賠240万円が認容された。モベヒの団結で頑張った。国民救援会の支援で、大衆的裁判闘争となった。

国や東京都を訴えるのは抵抗が大きいだろう。だけど、私は負けてもいいじゃない、やってみようと言っている。勝つこともある。

● 金井克仁 団員

負けてはならない明治乳業事件について報告する（特別報告集102頁）

中労委で負けてしまった。昭和60年の市川工場事件が5審で負けて、その後、全国他の工場もあわせて平成6年に申立てた事件が本件。

運動体としては事実上の勝利命令だと評価している。

賃金差別事件なので、大量観察方式で立証する。本件では、格差が一度も認められていない。

都労委の命令は超不当。中労委はこれを覆している。

不当労働行為の発端は昭和40年。おかしいと気づきだしたのが昭和55年。申立人らは、9つの労働組合支部の執行部を握っていた。秘密組織がある日一斉にできて、パージされた。この事実関係について、これまで認められなかった。今回の中労委は、格差があること、昭和40～57年までの会社の不当労働行為意思は認められた。どこで切られたか。不当労働行為の除籍期間がある。昭和40年などの不当労働行為は対象にならない。中労委命令には、「附言」がある。当事者は早く和解するようにと書いてある。会社に大局的な立場に立った対応を求めている。

当事者は、これをもって会社に対して早期和解を求める。団総会頃には和解したい。

労働委員会には弁護士が任期付職員として入っている。中労委には裁判官が出向して委員となっている。裁判所的な感覚で命令が出されつつある。

弁護団、がんばります。ご支援ください。

● 萩尾健太 団員

私の担当している事件で最高裁に係っている事件が4つある。郵政65歳事件、社会保険庁分限免職京都事案、専修大学労災解雇事件、国家公務員賃下げ違憲訴訟である。

郵政65歳事件については署名も集めているので、ご協力ください。

● 今村幸次郎 団員

常幹資料を参照。働き方改革のポイント、雇用関係によらない働き方、契約にとらわれない柔軟な働き方、時間・空間にしばられない働き方と言ってる。労働法で規律するのではなく、民法でいいじゃないかと。

裁量労働については、将来的に基本原則となる。ネガティブリスト化。

これを誰が決めているのか。～研究会、～会議、～懇談会が乱立。その委員は、財界人で占められている。こういう人たちが決めている。高度プロと裁量制の拡大を狙っている。労働時間上限規制と抱き合わせで出してくる。上限規制のためには高度プロも仕方ないじゃないか、と仕向けてくる。これに対しては両方つぶしても何の問題もない。野党案が出ているのに審議されていない。本当に長時間労働を規制するのなら、野党案を審議して導入すればいい。

● 並木陽平 団員

IBM 事件ロックアウト解雇事件報告（特別報告集84頁～参照）

5次訴訟までに至っている。1～2次訴訟は全面訴訟で高裁に係っている。

2月に入って、3次訴訟は和解協議に（3月14日判決予定）。

1次訴訟は3月7日に高裁の弁論。1回結審の予定だが、和解協議になるかも。

IBM 賃金減額訴訟もある。和解協議に入っている。守秘条項が争点。

組合も団交を継続。年内に全面勝利解決を目指して

（都政問題）

● 石島事務局次長よりリード発言

議案書 43 頁～

3 月 3 日、オスプレイの環境評価レビューについて学習会がある。

築地市場問題について、移転中止署名に多くの団員に取り組んでほしい。

特別決議案を提案した以後に百条委員会設置が決まった。ここでの原因究明を求める。

東京オリンピック・パラリンピックの開催を口実に共謀罪の成立がもくろまれている。オリンピック憲章と相反する。

● 大住広太 団員

団本部の構造改革 PT で、清水ひで子都議会議員と懇談。

小池都政をどうみるか。保育の問題等について、一部改善がある。都民の支持が高い。批判しにくい状況がある一方で、日本会議的発言もある。都議選で勝利した後に本当にやりたいことをやってくる可能性がある。

大規模開発を続けていることについては批判を続ける必要がある。

特区推進事務局監視が必要。オリンピック問題も、予算が不透明。オリパラ事務局が都議会を軽視。晴海の都用地を選手村用地として 11 社に対して 10 分の 1 の価格で払下げ。地価が上がる予定なのに。住民監査請求をする予定。

● 中川勝之 団員

築地市場の豊洲移転について、「安全安心」という前に全体の開発計画の問題点を勉強したい。

社会保険庁の分限免職事件もいよいよ判決を迎える。頑張りたい。

● 窪田之喜 団員

12 月 13 日、元国立市長に対する求償請求事件（特別報告集 153 頁）の上告棄却判決が出た。

1 週間後に辺野古基地建設をめぐる最高裁判決が出た。

両判決は矛盾している。地方自治を全く無視した不当判決。

市民と上原さんに一円も払わせないという運動をしようと言っている。5000 万円が必要。上原市長景観基金 1 万人の会。ホームページに毎日到達点がわかるようになっている。ご協力をお願いします。

● 田所良平 団員

過誤払い保護費に対する 63 条返還処分取消訴訟（当日配付資料）についての報告。最低生活保障のため、返還 0 円を認めた。画期的な判決。東京都は控訴せず確定。東京都がケースワーカーを集めて研修を行う。運用を変える方向。地元の議員はしょうがないと言って返還を認めるケースもあるが、生活と健康を守る会と、しっかりと是正させる運動をやっていききたい。

東京都が滞納税の差し押さえ奨励。交付金。給与や年金が入った直後に差し押さえるという運動がされている。2 月 26 日に 110 番をする予定。

生活保護の基準が引き下げられている。さらなる引き下げが検討されている。これを止めるためにも、過去の引き下げに対して違憲訴訟を予定している。戦争をする国づくりとセットで憲法 25 条の死文化・空文化が推進されている。

● 岸朋弘 団員

原発避難者訴訟の報告（特別報告集 175 頁～、議案書 40 頁～）

もっと宣伝する必要がある。東京法律事務所内でも伝わっていない。

3 月 17 日に国の責任を追及する裁判の全国初の判決が出る。この判決は重要。

少年法の適用年齢引き下げの動きについて、勉強不足ではあるが、私は 18 歳に引き下げて良いと思っている。議案書の採択はこの部分だけ保留したい。

● 討論のまとめ（長尾幹事長）

議案書のほぼすべての分野にわたって、のべ 36 の発言があった。議案書の内容が豊富に補充された。若手もたくさん参加していて、給費制についても発言してほしかったが、また別途お願いしたい。

辺野古の最高裁判決、これに先立つ上原市長に対する最高裁判決のとおり、地方自治をめぐる問題は非常に重要。東京支部としては、地方自治を重視して運動する必要がある。

勝利を目の前にイメージして運動することが必要。そのような観点からの発言もあった。

憲法審査会を開催するも、議論が進んでいない。市民と野党の共同のとりくみが反映している。

手ごたえを感じる広がりも出てきたが、一面ではまだまだ進んでいない。

弁護士だけがわかる言葉だけではなく、実際の人々の生活実感と結ばれた訴え方をしなければならない。そうすることによって、勝利の展望が見えてくるのではないか。

当面の最重要課題は共謀罪。一般の人たちにわかりやすい言葉で真の危険性を訴える必要がある。一刻も早く宣伝物の準備と大量宣伝に取り組もう。

退任の挨拶

退任のあいさつ

代々木総合法律事務所 須藤 正樹

- 1 2015 年 2 月に支部長になったときは、前年 7 月 1 日に自公政権が閣議決定で集団的自衛権行使容認を強行したにもかかわらず、暮れの 12 月の総選挙で自公が再び圧勝し衆院で 3 分の 2 を優に超える議席を得て、第 2 次安倍内閣が発足し、憲法改悪を公言して戦争する国づくりが本格的に開始された時期でした。15 年 1 月には辺野古新基地建設工事も始められ、2 月の奈良の憲法集会では危機感とともにこれを阻止する熱い思いが溢れていました。同年 5 月には、安保法制が国会へ上程され、これに対する反対運動が下から大きく盛り上がりました。5 月 3 日の横浜の憲法集会は画期的な規模となり、結ばないつもりの野党間の手もやがて結ばれるようになり、国会前反対集会では俳優の石田純一や作家の島田雅彦などの今まで縁のない有名人の肉声が聞こえるほどになりました。国会内外の世論に押され、安保法制の国会採決は遅れに遅れ、怒号の中で強行採決が行われたのは同年 9 月 19 日未明でした。しかし深夜の国会前から引きあげる私たちの気持ちにまったく敗北感がなかったのを覚えています。
- 2 直ちに安倍政権打倒の野党共闘の提案がなされ、戦争法の発動を許さず廃止を求める野党と市民の共同運動が全国津々浦々で広がるようになり、翌 16 年 7 月の参議院選挙では、野党共闘の結果、32 の小選挙区のうち 11 で野党候補が勝利する大きな成果が生まれました。東京では、舛添都知事に

対する「政治と金」の批判が急速に沸き上がり辞任させ、急きょ都知事選が統一候補で戦われることになりました。しかし選挙は「反都議会自民党」を掲げる小池都知事が圧勝し、開票直前、敗戦必至のわが陣営に激励のため足を運ぶ革新都政を作る会メンバーの言うに言われぬ複雑な気持ちは忘れません。その後、参院でも3分の2を得た改憲勢力は、両院の憲法審査会での審議を開始させ、明文改憲案作りへ踏み出すとともに、海外での武力行使体制構築へ向けて、南スーダン PKO 部隊やアジア地域での軍事行動作戦などにまい進するようになりました。国内でも5月には盗聴法改革・司法取引導入が強行され、治安体制整備が着々と進められました。

- 3 今、辺野古の新基地建設が16年12月の最高裁の不当な不作為違法確認判決を受けて、17年2月から工事再開され、反対運動のリーダー山城さんの長期勾留やテレビ「ニュース女子」でのデマ宣伝など一段と攻撃が強まっています。17年の通常国会では、装いも新たにテロ等準備罪の新設という形で共謀罪4度目の国会上程がされようとしています。安倍首相と財界の二人三脚で進める働き方改革も低位の格差賃金と長時間労働固定化の方向で集約され、高度プロフェッショナル制度導入や裁量労働制の拡大と抱き合わせで強行されそうな気配です。17年は7月に都議会議員選挙があり、年内には解散総選挙も十分に予想され、その次に来るのは立憲主義・平和主義否定の憲法改悪です。こうした中で開かれた支部総会では、「時の人」布施悠仁氏の「日報」隠しなどに見る軍事による海外進出の危険が語られ、圧倒的に若い団員が夜遅くまで意見交換する状況でした。
- 4 ひるがえって現代社会は、格差と貧困が地球環境の危機とともに進んでいる世界です。温暖化の進行や気候変動、各種放射能汚染の危険の高まりなどが誰の目にも明白になってきていると同時に、格差と貧困の極限までの拡大は日常生活の中にも随所に見られるようになってきました。それは人、特に子供の心に深い傷を与えるものと思います。私の個人的経験でも、自分の子供を育てたころには格差はあまり気にせずにごまかしましたが、今の孫世代では、小学校から厳しい受験競争にさらされ、塾に通いできる子と学校へ通うだけが精一杯の子との間に大きな格差が生まれ、「馬鹿にする、される」関係が生まれ、それが日常的な「いじめ」にまでなっているそうです。地球が壊される、社会の歪みが際限なく広がる、子供のころから不必要な競争にさらされ厳しい人間関係しか作れない、社会に出ても金の亡者のような経営者やその取り巻きの権力亡者の支配下で、身近な者同士の競争と不安定・過酷な生活を送らざるを得ない世界に未来は見えない。トランプ米大統領に典型的に見るデマと恫喝を主宣伝とする反知性の政治がはびこる背景には人々の絶望がある。しかし前向きな何かを生み出すためには、そこを脱して皆で共同し不正とたたかわなければならない。私も、退任後も、弁護士として人としてその道を進みたいと思う。2年間、ご協力どうもありがとうございます。

退任にあたって

渋谷共同法律事務所 萩尾 健太

この度、自由法曹団東京支部事務局長の任期を終え、退任することとなりました。

様々な提起をし実践して頂いた懐の大きな支部長、事務局長的な仕事も分担しリードして頂いた2代にわたる幹事長、仕事が早く優秀な次長の皆さん、そして支部活動の生き字引的な事務員の奥住さんに感謝を申し上げます。

戦争法案反対運動と野党共闘の高まり、という情勢もあってか、2016年の総会やサマーセミナーは過去最大規模で開催することができました。こうした行事への結集を含め、いろいろな要請に応じて

頂いた団員の皆さん、どうもありがとうございます。さらに、私を送り出していただいた渋谷共同法律事務所の皆さん、感謝しております。

もっとも、私の在任中に、果たせなかったことも少なくありません。とりわけ、現在の情勢について考えると、ほっとばかりしてもいられません。

今の日本は、アベノミクス三本の矢、ならぬ安倍晋三4本の毒矢による、新ファシズムの危機にあるのではないかと考えています。

ファシズムとは何か？帝国主義体制のもとでも一応とられてきた近代市民法の原則である「自由」「平等」「個人の尊重」といった建て前すらかなぐり捨て、個人よりもナショナリズムや復古主義を採る、むき出しの権力の横暴です。布施さんのお話にあった日本のアフリカに対する「国益」確保のための派兵、それは帝国主義の姿です。

その第一の矢が、自民党憲法草案です。2012年の保守系団体の会合では、第一次安倍政権の元法務大臣によって「国民主権、基本的人権、平和主義、・・・この三つを無くさないとな本当の自主憲法にならないんです」との発言までなされました。

第二の矢が共謀罪です。近代刑法の行為処罰の原則に反し、思想や言論を処罰するものです。昨年の盗聴法とセットになり、思想や言論が見張られ、活動は萎縮を強いられます。まさに、戦争体制のための、治安警察国家づくりです。

第三の矢が道德の教科化です。「愛国心」の押しつけで権力に逆らわない従順な臣民・命を投げ出す兵士を育成しようというものです。そのモデルにしようと挙げ政権が狙っていたのが、森友学園です。

第四の矢が、「働き方改革」です。同一労働同一賃金などと、耳障りの良いことも言われていますが、問題は、雇用には拘らない自由な働き方、として、業務委託や請負が想定されていることです。委任を業とする弁護士なら痛感しているところだと思いますが、委任や請負は、原則として結果を出さないと報酬はもらえません。それは、相手から独立しているからやっつけけるのです。雇用のように、支配従属関係にあるのに結果を出さなければ対価を得られない、というのでは、近代市民革命以前の奴隷に戻ってしまいます。残業代ゼロ、も、働いた期間への対価が得られない、という点で同様です。これは、労働者保護法からの逸脱どころか、近代市民法の原則にすら反します。

しかし、このようなファシズムの企みが、すんなり通るとは思えません。近時の歴史を振り返っても、小泉劇場は絶大な人気を誇りましたが、その後、第一次安倍政権などの短命政権を経て、格差と貧困の拡大のもと、民主党政権へと政権交代しました。

現在、安倍政権は森友学園の問題で、大きく揺らいでいます。あの戦争とファシズムの時代から、70年を経て、日本の民主主義も少しは成長したはずですが。

このような情勢のもと、私自身、退任はしても、引き続き一団員として大任を果たさなければならない、と思っています。

ともに、頑張りましょう。

退任のご挨拶

八王子合同法律事務所 石島 淳

2015年の2月から務めた事務局次長を今総会で退任しました。お力添えをいただいた支部のみなさまに感謝申し上げます。

戦争法や改憲など全国的な課題のめまぐるしい時期での次長職でしたが、その一方で、地域事務所として都政や市政に関わっていることを団の東京支部の活動にもつなげられればと思い取り組んでまいりました。

こうした観点での課題としては、1年目は八王子も焦点となった教科書採択の運動に関わり、2年目は突如持ち上がった築地市場の移転問題に関わることとなりました。築地の問題では地元八王子市選出の清水ひで子都議が活躍していて、同じ時期に団支部で課題を協同できたことはよい経験となりました（この間の活動を通じ、地元の清水都議が今度の都議選後も活躍できることは重要だと改めて感じています。）。また、横田基地へのオスプレイ配備に反対する連絡会の取組みも団支部として関わってきましたが、基地のある多摩地域の団員として区部の人たちへ運動を広げる橋渡しの一助になれたのではと思います。

執行部の仲間が行動的だったことは楽しく活動できた要因に間違いありません。

事務所の経験交流会を開催して折々の活動の教訓と元気を広げたのをはじめ、支部の決議の執行には関係機関へ直接要請に出向いたり情勢の要所ごとに支部としての街頭宣伝や集会参加を企画したりと、外向きを意識しての活動を多くおこなうことで支部の存在感を示せました。支部が旺盛な活動をしていることを周囲の団体や個人に示せることは運動を勇気づけることにつながりますし、またそれを通じて団員自身もやりがいを感じられます。どちらかというアクティブと評されるには縁遠い種類の私としては、こうした執行部に助けられることばかりでした。ありがとうございました。

次長としては一区切りとなりますが、今後とも幹事会や各種行事に関わっていく所存ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

新任のごあいさつ

事務局長 平松 真二郎

本日、総会で自由法曹団東京支部の事務局長に選任されました平松真二郎です。どうぞよろしくお願いいたします。本来であれば、総会に出席して、ごあいさつ申し上げなければならないところですが、昨日2月24日は、首都圏建設アスベスト訴訟の原告本人尋問があり、東京「君が代」裁判第4次訴訟の第1審最終準備書面の締め切りが2月28日と指定され、その書面作成に追われておりまして、支部総会を欠席しておりますことお詫び申し上げます。

私は2009年度と2010年度、島田修一支部長、佐藤誠一幹事長、横山聡事務局長の下で事務局次長を務めました。当時は、2009年秋に民主党政権が誕生するなど、少なくとも明文改憲の機運が遠のいた時期であったと思います。刑事司法では2009年5月21日に裁判員裁判が施行されたころでもありました。都政を巡っては、2016年オリンピック招致の真っ最中でした。築地市場の豊洲移転を巡って市場関係者を中心に反対活動がされていた時期でもありました。開催地が決定されるIOC総会が開催されるコペンハーゲンを訪問したのはよい思い出となっています（効果のほどは知りませんが）。

2012年末に安倍首相が政権に返り咲いて以来、2014年末には秘密保護法が、そして2015年9月戦争法制が強行採決により制定され、現在、共謀罪の法制化が進められています。南スーダン派兵では「駆け付け警護」の名の下の武力行使を容認し、なし崩し的に戦争法制の現実化しようとしています。まさにいま、安倍政権の下で、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を掲げる日本国憲法を破壊し、ファッショ体制の確立、戦争ができる国づくりが着々と進められ、その完成が間近に迫っています。

これを許してはなりません。

2011年2月末の支部総会を持って事務局次長を退任し、その後は、名ばかり幹事になっておりました。ところが、昨年、萩尾健太前事務局長から、事務局長就任を依頼され、今回、お引き受けする決意を固めたのは、「アベ政治を許さない」、誰かにお任せするのではなく、その活動の一端を担おうと考えたからです。

戦争に加担することが当たり前の社会、そこでは、治安強化、相互監視によって、戦争に反対する人びとが弾圧されることになるでしょう。敵を峻別するために、国民の分断、排外主義が横溢することになるでしょう。来年度から小学校で道徳が教科化されます。道徳教育によって国のために奉仕することが正しいと洗脳された子どもたちは、当たり前のように戦場に行くようになってしまうでしょう。

9.11以来、米国、英国とともに日本も「テロとの戦争」にまい進してきました。しかし、「戦争」で「平和」を作り出すことはできませんでした。むしろ「IS」や人質殺害事件を生み出しています。武力で平和を実現することはできないことは既に実証されています。

憲法が定める徹底した平和主義を実現するために微力を尽くしたいと思います。

東京支部には、経験豊富な有能な先輩がたくさんいらっしゃいます。今年もまた、元気な新人弁護士が入団されたと思います。多くの団員の皆さんとともに改憲阻止、悪法反対に取り組んでいきたいと思っています。ともに頑張りましょう。

支部総会に参加しての感想

自由法曹団東京支部総会に参加して

東京南部法律事務所 菊地 智史

1 はじめまして！

このたび、団東京支部総会に参加させて頂いたので、ご報告申し上げます。

2 一日目

一日目は、平和新聞編集長の布施裕仁さんに、自衛隊南スーダン派遣に関するご講演を頂いた。特に印象的だったのは、「南スーダン派遣における政府の思惑」「自衛隊員への共感」の2点だった。

布施さんのお話では、アフリカ地域が経済的なフロンティアである点、日本の国連安保理常任理事国入りのための票田となる地域である点が強調された。これにより、日本政府のアフリカ地域に対する外

交的野心を鮮明に認識した。

政府がこのような外交的野心を持つべきでないとは思わない。しかし、アフガニスタンで水路の建築に従事された中村哲さんのように、血ではなく汗を流して公共インフラを整備するという方法があると思う。中村さんは、かつてアフガンには「非常に親日的な意識が」あったが、日本政府が湾岸戦争に「すごい金額のお金を出し」たことで「失望感のようなものが広がっ」たという（『SIGHT』第64号）。軍事的な貢献よりも生活基盤の整備が現地住民の利益となり、日本支持に繋がり、目的実現に資するのではないか。

次に、講演の中で布施さんは幾度も、自衛隊員個人の生命身体の安全や意思決定の自由が守られないことを憂いておられた。

私も、自衛隊員個々人は一人の国民であるから、彼らの権利が国家権力から侵害されたときには、これを守らなければならないと思う。

「自衛隊が身近でない東京で、どう訴える？」夜の温泉で一緒にいた弊所の大先輩、佐藤弁護士からの宿題。現時点での私の思いは、以下。「震災を思い出して下さい。あのとき私達都民は、東北の人たちを助けに行きたいと切望した。しかし、過酷な状況の中、私達の多くは現地に行けなかった。あのとき、無力な私達に代わって、東北の人々を助けに行ってくれたのは誰か。自衛隊員です。自衛隊員一人一人が、私達都民に代わり東北の人々を助けてくれた。今度は私達都民が、南スーダン派遣で権利を侵害されている自衛隊員を助けましょう。」

3 二日目

二日目は、主に各団員から意見が出され、討論がなされた。

私が印象的だったのは「社会問題を世に問う際には「生活にこんな影響がある」と生活感に沿った具体的な訴え方をしよう」というご意見である。

これを拝聴し、私は、漫画家・西原理恵子氏の週刊新潮の連載における記述を想起した。共謀罪を怖がるのは「共産党とか辺野古とか」であり、「素人さんは大丈夫」というものだ。

当該見解は、ブラックユーモアを用い、共謀罪について氏の認識を率直に語ったものだろう。ならば、こんな訴え方はどうか。「西原先生、それは違います。先生のお家が道路建設のため立ち退きを強いられ、反対運動が盛り上がって会合が持たれたとしましょう。その中で、誰か一人が「役人を会議室に監禁して問い詰めよう」と言っただけで、先生が逮捕され得ます。ブラックジョークも言えなくなります。」

4 今後ともよろしくお願いします！

以上はほんの一例、これ以外にも思索が深まり、大変勉強になった。来年度も是非参加したいと思う。

自由法曹団東京支部第45回定期総会に出席して

台東協同法律事務所 齊藤 彰

第1 はじめに

今年から自由法曹団に入団した齊藤彰と申します。69期の弁護士であり、勤務先は台東協同法律事務所です。

今年の2月24日から25日にかけて、自由法曹団東京支部の定期総会が熱海で開催されました。

私も、新入団員として定期総会に出席しました。

定期総会では、様々なテーマについて、議案提案・討論等が行われました。憲法問題を初めとして、教育問題、労働問題、司法制度をめぐる問題、原発の問題、都政の問題など、現在進行形の問題について、自由闊達な議論が交わされました。

本稿では、とりわけ、共謀罪の問題についての討論、および「自衛隊南スーダン日報隠ぺい問題」についての布施氏の講演について、私の感じたことを述べたいと思います。

第2 共謀罪の問題

政府が「テロ等準備罪」と呼ぶ「共謀罪」は、今年の3月12日に閣議決定がなされる方針です（平成29年2月25日現在）。共謀罪は、一般の団体も「組織的犯罪集団」に該当しうること、要件である「準備行為」の定義が不明確であること、犯罪の実行行為の前段階の共謀を対象とするために、警察による早期の捜査が可能となる点など、多くの問題を含んでいます。

定期総会では、東京都内での共謀罪反対の活動について報告がなされ、多数の人が学習会に参加していること等が報告されました。一方で、共謀罪の内容や問題点は、未だ一般の人には十分に周知されておらず、一般の人への伝え方を工夫することが重要であるとの指摘がありました。

世論調査を見ても、一般の人が共謀罪について十分に理解しているとは思えません。共謀罪は、一般の国民の理解が追いついておらず、国民の真の理解に基づいた議論がなされないままに、法案が成立するおそれがあります。そのため、今後は、共謀罪成立が一般の人の日常生活にどのような影響を与えるのかについて、より分かりやすい形で伝える必要があると感じました。

第3 自衛隊南スーダン日報隠ぺい問題

定期総会では、「平和新聞」編集長であり、ジャーナリストとして活躍されている布施裕仁氏を講師として招き、同氏が明らかにした「自衛隊南スーダン日報隠ぺい問題」についてご講演頂きました。

布施氏によると、平成28年10月付の行政文書開示請求に対して、防衛省が「既に廃棄」したとして不開示決定をしたにも関わらず、後に日報の現存が明らかとなりました。この一連の経過からすると、防衛省が自己に不都合な事実を隠ぺいするために不開示決定をした、と疑われるのはやむを得ません。

布施氏は、南スーダン日報は南スーダン派遣の是非を国民が判断するための重要な情報であり、国民がそのような情報を知らないまま、かつ情報へのアクセスが絶たれたままに、南スーダン派遣が決定されたことの問題性を指摘されました。自衛隊海外派遣は国家の重要な決定であるにも関わらず、その判断に必要な情報が主権者たる国民に与えられないままに派遣されたことは大きな問題であり、十分な情報が国民に開示されるシステムの構築が必要です。

第4 今後の抱負

共謀罪の創設阻止に向けた国民周知活動、各種弁護士活動などの自由法曹団の活動は、弁護士だからこそ可能な活動であり、弁護士の存在無くしては成り立たないものです。今回の総会を通じて、そのことを強く実感しました。私は、弁護士という職に就いた以上、自由法曹団の活動にできる限り関わっていきたいと思っています。

【報告】2.4東京教育集会2017

事務局次長 仲里 歌織

2017年2月4日、「2.4東京教育集会2017実行委員会」(団支部も実行委員会に入り、集会呼びかけ人になっています。)主催で、「憲法を生かして、子どもの幸せを守る社会を！とりもどそう！子どもたちの未来に 平和と民主主義を！」をテーマに、「2.4東京教育集会2017」を開催しました(なお、仲里は司会を務めさせていただきました)。子どもたちを戦場におくらない闘いの広がりから、昨年を上回る約300名の方に参加いただきました！また、「日本共産党東京都議会議員団」「吉良よし子議員(日本共産党参議院議員)」「社会民党東京都連合」「小松久子議員(都議会生活者ネットワーク都議会議員)」から集会へのメッセージをいただきました。

集会では、「東京の子どものリアル」、「強まる教育統制—私たちは黙っていない」、「子どもの学ぶ場をとりもどそう」、「ストップ！戦争に向かう教育」の4つのテーマで計10人の方によるリレートークが行われ、高校生からは「お金の心配をしないで学校に通いたい」等の切実な訴え等もあり、とても内容の濃い充実した集会となりました。

集会の最後には、安倍暴走政権が憲法改悪に突き進み「戦争する国づくり」を着々とすすめていること、教育現場では「戦争する人づくり」へと続く教育が一層強く押し付けられようとしていること、「戦争する国づくり」へと向かう安倍政権は憲法を生かし平和を求める運動の高まりを阻止するために国民全体の思想・信条、言論、表現の自由への攻撃を強めていること、憲法を踏みにじる「教育改革」が急激に進められていること等の情勢を確認しました。その上で、「すべての子どもたちが大切にされ、等しく豊かな教育を平和な社会のなかで受けられる環境と内容をつくっていくことは、私たちの重要な課題」であることを共有し、「憲法を生かして、子どもの幸せを守る社会を！とりもどそう、子どもたちの未来に平和と民主主義を！」のスローガンを確認し、集会アピールを採択しました。

東京支部の団員にも参加いただき、集会への成功につなげることができました。ご協力いただき、ありがとうございました。子どもや教員の自由を侵害し、教育現場を委縮させ、戦争をするための人づくりを推し進める安倍政権の暴走を止めるべく、引き続き、ともに闘っていきましょう！

2月22日・学習交流集会報告

旬報法律事務所 大久保 修一

2月22日に開催された学習交流集会(安倍「働き方改革」の偽りを許さず！安倍政権の労働法制大改悪を阻止しよう！)について、雑感を交えて報告する。

当日は、過去最高の68名もの参加者、30超の団体が参加する大盛況であった。

1 情勢について

- (1) 全労連常任幹事の伊藤圭一氏から、安倍「働き方改革」をめぐる、労働時間法制、同一労働同一賃金、解雇の金銭解決、テレワーク、兼業・副業の普及拡大に関する情勢報告がなされた。
- (2) 労働時間法制について、2月14日「働き方改革実現会議」において、「臨時的な特別の事情がある

場合には、労使協定を結べば、年間最大720時間」とする政府案が提出されている。繁忙期1か月などの上限については、政府及び経団連は月100時間とする考えであるが、月45時間を超える上限規制は、到底、受け入れられない。同一労働同一賃金については、労働契約法20条等の法改正と昨年12月20日に提出されたガイドライン案の見直し作業が進められているが、格差を容認し固定化する内容であってはならない。働き方の問題に光があたっている今こそ、働く人々の意識を喚起するとともに、労働者の立場にたった改革、要求を労働組合が実現していくべきである。SNSだけではなく、パブリックコメントを活用するなど、積極的に世論をぶつけていくことが重要である。

2 講演（鷺見団員）

- (1) 鷺見賢一郎団員から「安倍『働き方改革』のごまかしをあばき、人間らしく働くルールの確立を！！」と題する講演がなされた。
- (2) 安倍「働き方改革」は、少子高齢化・労働力不足に陥った日本経済の生産効率と生産力を向上させ、成長戦略を促進することを最優先課題としており、労働者の権利を守ろうとするものではない。

政府は、同一労働同一賃金の実現に向けた検討会において、『非正規』をなくす。このような取り組みを通じて、正規・非正規という呼称格差を改め、すべて様々な雇用期間や労働時間の社員という考え方に整理されていく必要がある。今回のガイドライン作成は、そのための大きな一歩にしていくことが期待される。」と中間報告を出し、働き方改革実現会議において、同一労働同一賃金ガイドライン案を発表した。しかし、ガイドライン案は、真の同一労働同一賃金を実現するためのものではなく、少なくとも現状ある格差を容認・維持するものである。

将来の働き方については、厚労省に設置された「働き方の未来2035：一人ひとりが輝くために」懇談会は、「2035年には、個人がより多様な働き方ができ、企業や経営者などとの対等な関係によって、自律的に活動できる社会に大きく変わっていることだろう。」「すべての働くという活動も、相手方と契約を結ぶ以上は、民法が基礎となる。」とする報告書を出している。

政府は、使用者と対等な契約を締結させられ、労働法制による規制の一切がなくなった「多様な社員」を作り出し、経済成長のために、「多様な社員」を「自由に働かせる改革」を推し進めようとしていると考えるのは、決して邪推ではないであろう。

昨年12月20日に出された同一労働同一賃金ガイドライン案は、社員間に働き方の違いがあることを理由として、同一賃金ではないことを是認する余地を与えるものであって、雇用形態の多様化・細分化を加速させるおそれがある。労働者側から、「真の同一労働同一賃金ガイドライン案」を提言する必要がある。

- (3) 長時間労働法制については、1日労働時間8時間、生活時間8時間、睡眠時間8時間を確保することが重要である。働き方改革実現会議において、年間720時間、繁忙期には1か月100時間を上限とする政府案が提出されている。一度、上限規制が設けられれば、そこまでは働かせて良いという考えを使用者に植え付けることになり、過労死ラインを超えるような上限規制が成立した場合には、どれだけの被害者が出るかも想像がつかない。断固阻止するためにも、労働者側がもっと切実な声をあげていく必要がある。

3 講演（青龍団員）

- (1) 青龍美和子団員から『「同一労働同一賃金ガイドライン案」とメトロコマース労契法20条裁判』と題する講演がなされた。

- (2) メトロコマース労働契約法20条裁判の原告ら代理人弁護士として活動している。同裁判について、今では、「同一労働同一賃金」というキーワードを使った方が、認知度が高いため、同一労働同一賃金裁判と呼ぶこともある。正社員と契約社員の業務内容は、駅構内の売店の販売業務であって、全く同じであるにもかかわらず、正社員は、①職務給と年齢給からなる月給制、②住宅手当・家族手当・褒賞・退職金制度あり、③法定よりも高い割増率に基づく割増賃金支給となっており、契約社員は、①一定額で頭打ちとなる時給制、②上記手当・制度なし、③法定の割増率に基づく割増賃金支給となっており、賞与の額にも大きな差があるなど、待遇面で著しい差別が存在する。

しかし、メトロコマースの正社員と契約社員は、業務の内容も責任の程度も全く同じであり、配置や変更の範囲も全く同じであるため、労働条件の相違が不合理なものであることは明らかである。裁判において、メトロコマースは、賃金格差の理由について、制度が違うからとしか主張していない。

- (3) 同一労働同一賃金ガイドライン案は、格差を容認・固定化する内容を含むものではあるが、このガイドライン案でさえも、「無期雇用フルタイム労働者と有期雇用労働者の間に基本給や各種手当といった賃金に差がある場合において、その要因として賃金の決定基準・ルールの違いがあるときは、『無期雇用フルタイムと有期雇用労働者は将来の役割期待が異なるため、賃金の決定基準・ルールが異なる』という主観的・抽象的説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの違いについて、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の客観的・具体的な実態に照らして不合理なものであってはならない。」としている。裁判所がこの不合理な格差を容認することは許されない。
- (4) 3月23日午後1時10分に東京地方裁判所において、判決が言い渡される。注目すると共に署名に協力してもらいたい。

4 会場発言等

参加者から、自治体の非正規化問題、建設・運輸現場における長時間労働と同一労働同一賃金の問題、医療関係者の長時間労働の問題、定年後再雇用についての処遇改善問題などについて発言がなされた。真の働き方改革を求める職場の切実な声を、早急に政府に伝え、労働者保護の観点からの働き方改革を実現しなければならない。

5 雑感、検討会案内等

- (1) 将来の働き方、ましてや2035年の働き方と言われても、ピンと来ない人も多いかもしれない。しかし、自分たちの子どもや孫、その後の世代が、働きやすい世の中であるかどうか、これが今にかかっているのだとすれば、あるべき「働き方改革」について、議論を重ね、労働者側の要求を明確にしなければならないのではないだろうか。
- (2) 自由法曹団本部は、全労連、労働法制中央連絡会と共催で「安倍『働き方改革』共同批判検討会」を企画しており、3月22日には、3回目の批判検討会が開催される。また、4月26日には、安倍政権の労働法制大改悪に反対し、働くルールの確立を求める「4.26総決起集会」が全労連会館ホールで開催される予定である。奮って参加されたい。

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償**し、**保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間 満年齢	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

		対象期間：70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
支払対象外 期間	満年齢	372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
	25歳～29歳	993	875	949	843
	30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
	35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
	40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
	45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
	50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
	55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
	60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL：03（3405）8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3
TEL：03（3593）5112

（SJ13-08976、平成25年11月11日）